

オスプレイと日本国憲法

【1】オスプレイと国民主権

- ・「事前協議の対象ではない」「アメリカの基本方針に口を出せない」（野田首相発言）。
→主権国家である以上、オスプレイ配備が国民の生命や健康に危険であれば、日本政府は米国の要求を拒否すべき憲法上の義務
「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」（憲法前文）
- ・「サンフランシスコ平和条約」「日米安保条約」「地位協定」こそアメリカの押しつけ。
砂川事件の最高裁にアメリカが介入。米兵の犯罪は起訴しないといった「裁判権放棄密約」まさに主権侵害行為。

【2】オスプレイと憲法上の権利

- (1) 平和的生存権の侵害
 - ・平和的生存権：色々な内容をもつが、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命や健康が危険にさらされない権利」。
 - ・ただでさえ米軍関係の事故は多いのに、「未亡人製造機」と言われるほど事故の多い「オスプレイ配備」により、平和的生存権はさらに危険にさらされる。
 - ・沖縄だけではなく、飛行ルートに関わる自治体の住民も。
- (2) 環境権の侵害
環境権：良好な環境を享受し、これを支配する権利 憲法13条、25条が根拠。
騒音の増大や、低周波により「環境権」も侵害。

【3】オスプレイと平和主義

- (1) 「オスプレイ配備は抑止力」？
海兵隊は日本を守るために日本に駐留？
→米高官がたびたび「日本を守るために駐留しているわけではない」と発言。
→「海兵隊」は殴り込み部隊、海外派兵のための部隊。
「オスプレイ配備」と「ボノム・リシャル」の佐世保配備により、米軍の出撃基地・後方支援基地としての役割がますます。
- (2) 「米軍基地」があることでかえって攻撃対象。「平和的生存権」の侵害。

【4】オスプレイと「国際協調主義」

- (1) 近隣諸国との友好関係構築に成功しているドイツ。
- (2) 近隣諸国との友好関係構築に失敗している日本。

【5】結論

- ・オスプレイ配備は「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の理念に一層反する。
- ・仮想敵を想定して「抑止力」をもつという発想を転換して、近隣諸国とは謝罪と信頼醸成に向けた外交こそが「国際協調主義」の実践